

特定行為研修を修了した特定看護師の活動について

特定行為とは、診療の補助であり、専門的な知識・技能が必要とされる**診療補助行為**を、あらかじめ医師の指示として作成された「手順書」に基づいておこなうことです。

外来・入院・在宅において、医師を待つことなく、患者の状態を見極め、安全に配慮しながら個別性のある適切な処置をタイムリーに実践することが可能になります。

訪問看護で脱水症状がある患者に対し点滴実施可能！

診療補助行為 21区分38行為中

当院では以下の3区分6行為の診療補助行為が実践可能です。

ろう孔管理関連

- ・胃ろうカテーテル若しくは長ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換
- ・膀胱ろうの交換

創傷管理関連

- ・褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
- ・創傷に対する陰圧閉鎖療法

栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連

- ・持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
- ・脱水症状に対する輸液による補正

担当医が急患対応中でも特定看護師が実施可能！

訪問看護で壊死組織の除去が可能！

特定行為を有効に活用し院内医療チームと地域の多職種とともに切れ目のない質の高い医療の提供を目指します。

岩手県立東和病院 外来 遠藤 幸子

